

令和 4 年度

定期監査及び行政監査報告書

令和 4 年 1 1 月

雲仙市監査委員

目 次

I	監査の種別	1
II	監査のテーマ	1
III	監査の目的	1
IV	監査の対象	1
V	監査実施期間	1
VI	監査実施場所	1
VII	監査の方法	1
VIII	監査の主な着眼点	2
IX	監査の結果	3
	(1) アンケート調査	3
	(2) 書類審査及びヒアリング調査	1 3
X	考察	1 4
XI	まとめ	1 6
	参考資料	1 9

令和 4 年度定期監査及び行政監査報告書

I 監査の種別

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定期監査及び行政監査

II 監査のテーマ

「任意団体等における準公金の管理状況について」

※準公金の定義：市職員が職務遂行の関係上、出納、保管について関与している任意団体等の現金、預金等で、本市会計規則等の適用対象外のもの

III 監査の目的

準公金は、正式な会計処理を行う公金と違い、財務・経理上の審査といった会計のチェックを受けないことから、内部統制の観点からもリスクの高い事務となっている。

また、準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、担当職員はもとより市の管理責任が問われることになることから、準公金の取扱いにおける不正防止や事故防止に資する目的として監査を行った。

IV 監査の対象

令和 3 年度に行った準公金の出納、管理等の事務

V 監査実施期間

令和 4 年 8 月下旬～令和 4 年 11 月下旬

VI 監査実施場所

吾妻庁舎 3 階監査委員室

VII 監査の方法

監査対象年度の準公金の管理状況及び現金、預金通帳等の保管状況等に関する事前調査の結果、市職員が関与する 11 の任意団体及び消防団を選定した上で、出納関係資料等の提出を求め、書類審査並びに関係所属長のヒアリング（説明聴取）を行った。

Ⅷ 監査の主な着眼点

監査に当っては、主に次の事項を着眼点とした。

- (1) 職員が職務としている根拠や理由が明確であるか。
- (2) 団体の運営に必要な規約、会則等は整備されているか。
- (3) 団体の会計事務処理は適正であるか。
- (4) 団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理は適切であるか。
- (5) 補助金等の支出に係る事務は適切であるか。
- (6) 団体事務と市の事務が明確に区分されているか。

IX 監査の結果

(1) アンケート調査

全部局に対し、定期監査・行政監査調査票で照会し、該当する団体について回答を求めた。なお、該当する団体とは、次の条件にすべて該当するものとした。

ア 任意団体及び市消防団であること

イ 市が事務局となっているもの（市職員が団体の庶務・会計事務等の一部又は全部を行っているもの）

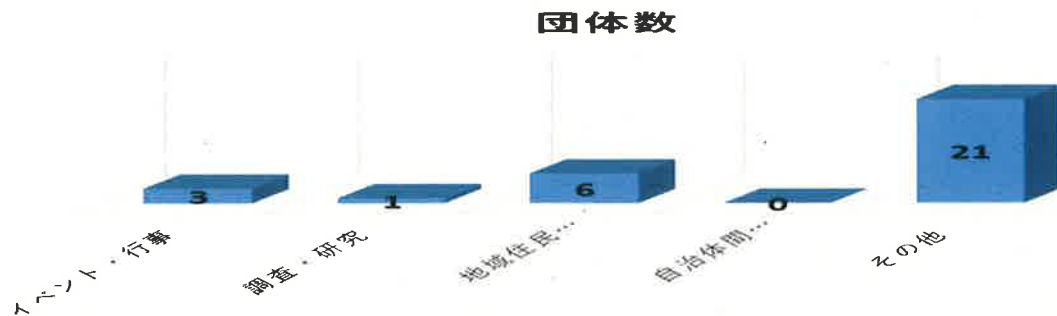
調査の結果、監査対象となる団体の所管課数は、14課で、団体数は、26団体となった。所管課別の団体数については、次表のとおりである。

監査対象団体（会計が移管されている団体は除く）

NO	所管課	任意団体等の名称
1	市民安全課	雲仙市消防団本部
2	市民安全課	雲仙市消防団吾妻支団
3	市民安全課	雲仙市交通安全母の会連絡協議会
4	市民安全課	吾妻町交通安全母の会
5	市民安全課	雲仙市防犯協会
6	市民安全課	雲仙市暴力追放運動推進協議会
7	政策企画課	雲仙市新地域交通実証実験運営協議会
8	観光物産課	雲仙市産業まつり実行委員会
9	監理課	市道小浜仁田峠循環線利用適正化協議会
10	監理課	愛野・小浜バイパス建設促進期成会
11	農林課	雲仙市農業振興協議会
12	農林課	雲仙市緑の募金推進本部
13	地域づくり推進課	雲仙市地域公共交通協議会
14	国見総合支所	雲仙市消防団国見支団
15	愛野総合支所	雲仙市消防団愛野支団
16	千々石総合支所	雲仙市消防団千々石支団
17	小浜総合支所	雲仙市消防団小浜支団
18	南串山総合支所	雲仙市消防団南串山支団
19	南串山総合支所	南串山町認定農業者協議会
20	瑞穂総合支所	雲仙市消防団瑞穂支団
21	瑞穂総合支所	瑞穂町認定農業者協議会
22	生涯学習課	雲仙市文化会館自主文化事業振興会
23	生涯学習課	雲仙市文化連盟
24	生涯学習課	雲仙市青少年・子ども育成会議
25	スポーツ振興課	雲仙市小学生クラブ活動振興会
26	スポーツ振興課	雲仙市レクリエーション協会

問2. 団体の設置目的（複数回答）

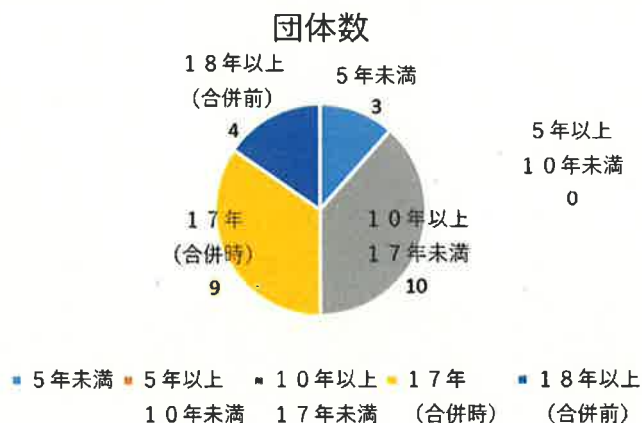
区分	イベント・行事	調査・研究	地域住民との連携	自治体間の連携	その他
団体数	3	1	6	0	21



今回の監査対象である任意団体等は、市との連携の中で、それぞれ異なった目的で設置されたものであり、「イベント・行事」の運営が3団体、「地域住民との連携」が6団体、「調査・研究」に1団体など様々な目的により設置されており、「その他」規約等に掲げる目的に基づいた設置が21団体となっている。

問3. 団体設立後の経過年数

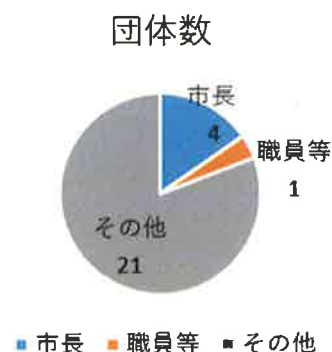
区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 17年未満	17年 (合併時)	18年以上 (合併前)	合計
団体数	3	0	10	9	4	26
割合	12%	0%	38%	35%	15%	100%



設立からの経過年数は、「10年以上17年未満」が10団体（38％）、「17年（合併時）」が9団体（35％）と主な経過年数となっており、概ね雲仙市発足後に各町の団体から再編又は新設された団体となっている。

問4. 団体の代表者

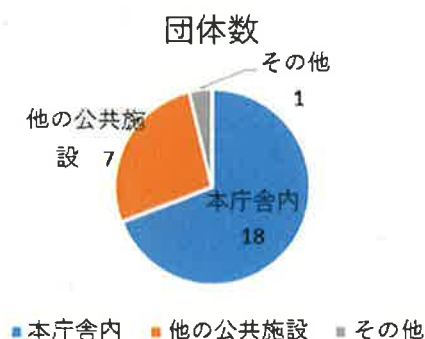
区分	市長	職員等	その他	合計
団体数	4	1	21	26
割合	15%	4%	81%	100%



団体の代表者については、主に団体構成員の代表となる「その他」が21団体（81%）で最も多く、「市長」が4団体（15%）となっている。

問5. 事務局の設置場所

区分	本庁舎内	他の公共施設	その他	合計
団体数	18	7	1	26
割合	69%	27%	4%	100%



事務局の設置場所は、主に所管課が所在する「本庁舎内」が18団体（69%）で最も多く、総合支所等の「他の公共施設」が7団体（27%）となっている。

問6. 市職員の従事内容（複数回答可）

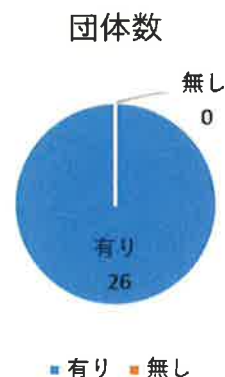
区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営
団体数	15	15	25	20



団体における市職員の事務の関わり方であるが、主に「会計事務」が25団体で、「会議等運営」が20団体、及び事業の側面的な「活動支援」が15団体となっている。

問 7. 会則、規約等の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	26	0	26
割合	100%	0%	100%



会則、規約等は、団体が自主的に活動するために、団体構成員の合意に基づいた基本的な取り決めであり、会則、規約等「有り」が26団体と、すべての団体が、会則又は規約等を制定している。

問 8. 会計関係規定の有無

区分	単独制定	会則等に規定	無し	合計
団体数	12	8	6	26
割合	46%	30%	24%	100%



会計関係規定は、出納事務の手引き、予算・決算、契約、整備すべき帳簿など経理事務の処理方法を具体的に定めるものであるが、「規定無し」が6団体（24％）で、会則等の中で規定している団体においても、詳細な会計規定が示されていない。

問 9. 事務局設置の根拠

区 分	団体数	割合
条例・規則等に明記されている	2	8%
団体の会則等に明記されている	13	50%
団体の会則等はあるが、事務局設置の明記は無い	10	38%
特に明文化されたものは無い	1	4%
合 計	26	100%

事務局設置の根拠は、主に「会則等に明記」が13団体（50％）で、次に「条例・規則等に明記」が2団体（8％）となり、概ね根拠規定を設けているが、「会則等はあるが、事務局設置の明記は無い」が10団体（38％）、「特に明文化されたものは無い」が1団体（4％）となっている。

問 10. 各団体の令和3年度決算額の状況

区 分	団体数	割合
予算なし	2	8%
10万円未満	2	8%
10万円以上 100万円未満	7	27%
100万円以上 1000万円未満	13	49%
1000万円以上	2	8%
合 計	26	100%

団体の決算規模は、「100万円以上、1000万円未満」が13団体（49％）で最も多く、次に「10万円以上、100万円未満」が7団体（27％）となっている。

問 11. 令和3年度決算額に対する補助金等の割合

区分	補助なし	0～30% 未満	30～50% 未満	50～100% 未満	100%	合計
団体数	5	7	2	12	0	26
割合	19%	27%	8%	46%	0%	100%

市から補助金等交付を受けた団体は、21団体（81％）で、その内決算額に対する割合「50～100％未満」が12団体（46％）、「0～30％未満」が7団体（27％）となっている。

問 12. 各団体の令和3年度繰越金の状況

区 分	団体数	割合
繰越なし	4	15%
10万円未満	5	20%
10万円以上 100万円未満	13	50%
100万円以上 1000万円未満	4	15%
1000万円以上	0	0%
合 計	26	100%

団体の繰越金は、「10万円以上、100万円未満」が13団体（50％）で最も多く、次に「10万円未満」が5団体（20％）の状況であった。

また、一部の団体で決算規模に対し、多額の繰越金が生じている団体も見受けられたが、これはコロナ禍による事業中止等も要因となっている。

問 1 3. 会計帳簿等の有無

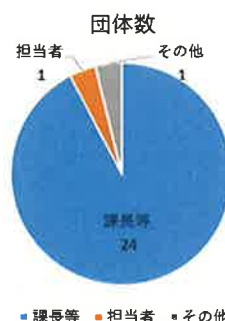
区分	有り	無し	合計
団体数	25	1	26
割合	96%	4%	100%



会計帳簿は、現金の出入りを記帳し、現金残高や現金の動きを管理する帳簿であり、団体では必ず備えておくべき帳簿であるため、「有り」が25団体（96％）とほとんどの団体が会計帳簿を記帳している。

問 1 4. 会計責任者である職員

区分	課長等	担当者	その他	合計
団体数	24	1	1	26
割合	92%	4%	4%	100%



会計責任者は、24団体（92％）がリスク管理の観点から「課長等」となっている。

問 1 5. 現金取扱いの有無

区分	有り	(取扱者数)				無し	合計
		(1人)	(2人)	(3人)	(4人以)		
団体数	25	14	7	1	3	1	26
割合	96%	54%	26%	4%	12%	4%	100%

問 1 6. 現金取扱いに係る決裁の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	25	1	26
割合	96%	4%	100%

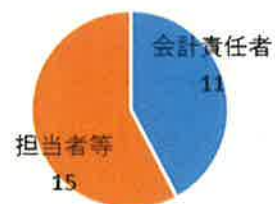


全団体中、25団体（96％）が現金を取り扱っており、現金を取り扱う全ての団体において、会計責任者による出納の決裁が行われていた。

問 1 7 . 現金・預金通帳の保管者

区分	会計責任者	担当者等	合計
団体数	11	15	26
割合	42%	58%	100%

団体数



問 1 8 . 現金・預金通帳の保管場所

区分	金庫（施錠）	ロッカー等（無施錠）	事務机（施錠）	事務机（無施錠）	その他	合計
団体数	7	1	13	3	2	26
割合	27%	4%	50%	11%	8%	100%

■ 会計責任者 ■ 担当者等

現金・預金通帳の保管の状況は、11 団体（42%）が「会計責任者」で、15 団体（58%）が「担当者等」により保管されている状況である。

問 1 9 . 印鑑の保管者

区分	会計責任者	担当者等	その他	合計
団体数	20	5	1	26
割合	77%	19%	4%	100%

団体数



■ 会計責任者 ■ 担当者等 ■ その他

問 2 0 . 印鑑の保管場所

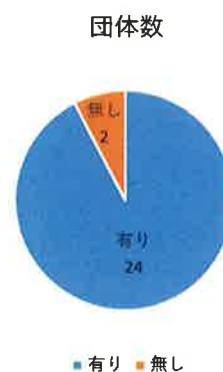
区分	金庫（施錠）	ロッカー等（無施錠）	事務机（施錠）	事務机（無施錠）	その他	合計
団体数	8	0	4	14	0	26
割合	31%	0%	15%	54%	0%	100%

問 1 7 ・ 1 8 との関連で、リスク管理の観点から、最も留意すべき項目の一つであるが、過去に発生した不祥事の再発防止の観点から、現金・通帳及び印鑑は、会計責任者と担当者等に分けて管理するよう徹底されており、内部けん制の形が図られている。

保管場所については、14 団体が無施錠の事務机等に保管している状況である。

問 2 1. 決算書等作成の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	24	2	26
割合	92%	8%	100%



決算書については、24 団体（92%）とほとんどの団体が作成しているが、2 団体（8%）において作成されていなかった。

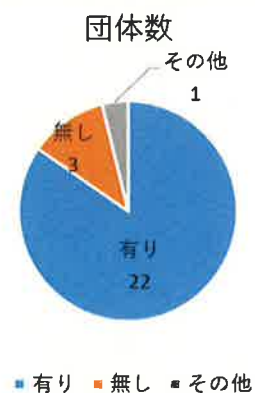
問 2 2. 監査機関の設置の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	18	8	26
割合	69%	31%	100%



問 2 3. 令和 3 年度決算の監査事務の実施

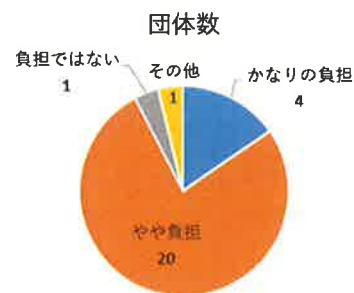
区分	有り	無し	その他	合計
団体数	22	3	1	26
割合	85%	11%	4%	100%



団体における監査は、会計事務が適正に処理されているかをチェックする重要なものであり、18 団体（69%）において監事等の監査機関を定めており、決算監査を経て、総会時に監査報告がなされている。

問24. 団体事務の担当者への負担

区分	かなりの負担	やや負担	負担ではない	その他	合計
団体数	4	20	1	1	26
割合	15%	77%	4%	4%	100%



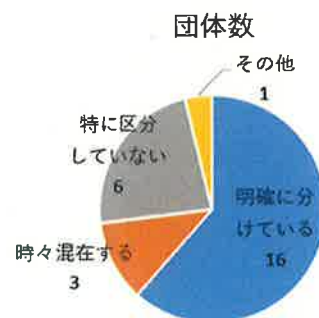
■ かなりの負担 ■ やや負担 ■ 負担ではない ■ その他

全団体中、24団体（92%）が「かなりの負担」または「やや負担」との回答である。

所管課は、団体事務が所管する事業の一連の業務と位置づけている一方、団体へ事務を移管できない状況の中で、事業を効果的かつ円滑に推進していく負担感が感じられる。

問25. 団体事務と市の事務の区分

区分	明確に分けている	時々混在する	特に区分していない	その他	合計
団体数	16	3	6	1	26
割合	62%	11%	23%	4%	100%

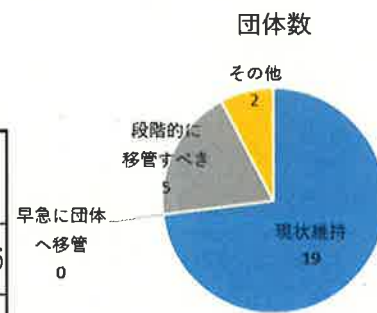


■ 明確に分けている ■ 時々混在する ■ 特に区分していない ■ その他

団体事務と市の事務の区分については、「明確に区分」が16団体（62%）とほとんどの団体が、区分している状況であったが、6団体（23%）が「特に区分していない」という回答である。

問26. 団体事務への職員従事の在り方

区分	現状維持	早急に団体へ移管	段階的に移管すべき	その他	合計
団体数	19	0	5	2	26
割合	73%	0%	19%	8%	100%



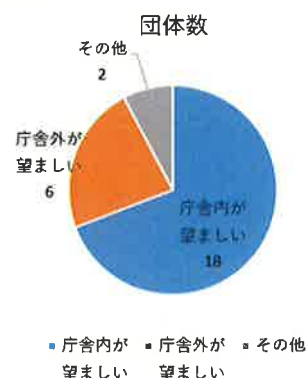
■ 現状維持 ■ 早急に団体へ移管 ■ 段階的に移管すべき ■ その他

市職員の本来の責務は市の事務の遂行であり、団体事務が市の事務を妨げることや、市の職員に過度な負担を強いることはできないと考えるが、職員

の事務従事の在り方として、「現状維持」が19団体（73％）となっている。

問27. 庁舎内に事務局を置く必要性

区分	庁舎内が 望ましい	庁舎外が 望ましい	その他	合計
団体数	18	6	2	26
割合	69%	23%	8%	100%



団体事務は所管課事務と密接な関連があり、会計事務も従事している状況を見ると、「庁舎内が望ましい」が18団体（69％）という結果となっている。

また、団体事務に関して、財政課より毎年調査が行われ、可能な限り団体に移管するよう指導されているようだが、特に法律等に基づき設立された団体については事務移管が難しく、所管課内に事務局を設置せざるを得ない状況となっている。

問28. その他団体事務に関する課題等

- ・ 団体の独立化は不可能ではないが、多くの事業を抱えるため団体内の事務員の雇用等の課題がある。
- ・ 団体の独立を目指し、事務局の適正配置等他市の事例を参考に進めていきたい。
- ・ 事業参画団体の持ち回りが望ましいが、引き受ける団体がない。
- ・ 団体役員が輪番制で組織が脆弱なことから、事務局の負担が大きい。

(2) 書類審査及びヒアリング調査

アンケート調査の結果をもとに、団体の財政規模や回答項目から総合的に判断し、選定を行った10課11団体に対し、書類審査及びヒアリング調査を行った。

監査の方法としては、所管課に対し令和3年度の収入支出調書、通帳の写し、出納簿、決算書、監査報告書の提出を求め、収入支出調書の作成事務及び出納簿や決算書の計数を確認するとともに、決算報告や監査の方法、現金預金等の保管状況等についてヒアリングを行った。

NO	所管課	任意団体等の名称
1	市民安全課	雲仙市消防団本部
2	市民安全課	雲仙市防犯協会
3	政策企画課	雲仙市新地域交通実証実験運営協議会
4	観光物産課	雲仙市産業まつり実行委員会
5	地域づくり推進課	雲仙市地域公共交通協議会
6	瑞穂総合支所	瑞穂町認定農業者協議会
7	生涯学習課	雲仙市青少年・子ども育成会議
8	愛野総合支所	雲仙市消防団愛野支団
9	スポーツ振興課	雲仙市小学生クラブ活動振興会
10	農林課	雲仙市農業振興協議会
11	監理課	市道小浜仁田峠循環線利用適正化協議会

X 考察

「監査の主な着眼点」の各項目における考察は以下のとおりである。

(1) 職員が職務としている根拠や理由が明確であるか。

事務局設置の根拠について明文化されていない団体が11団体であったが、聞き取り等により団体事務を市が引き受ける合理的な理由があると認められた。しかしながら、責任の所在を明確にするためにも、事務局設置の根拠規定を定めることが望ましい。

(2) 団体の運営に必要な規約、会則等は整備されているか。

団体運営に最低限必要とされる設置規定については、全団体整備済みであった。しかしながら、ほとんどの団体において会計・決裁・文書管理に係る詳細な規定は設けておらず、個別に策定することが困難であれば、共通の取扱い基準を設け準用する形を取るべきと考える。

また、役員報酬などの支給規定がなく支払われている団体もあり、このような人件費等義務的経費に関する規定については規約等に明文化することが望ましい。

(3) 団体の会計事務処理は適正であるか。

① 現金取扱いの決裁

出納事務は、不正や事故防止の観点から、組織的に相互確認の仕組みのもとに処理されるべきもので、入出金にあたっては、決裁時に証拠書類を添付して上司の決裁を受けた後に処理すべきであるが、一部決裁時の添付書類に不備が見受けられた。

② 現金出納簿の整備

現金出納簿は、現金の出入りを記帳し、現金残高や現金の動きを管理する帳簿であり、団体では必ず備えておくべき帳簿であり、概ね適切に処理されていたが、出納簿に記帳せず預金通帳のみで管理している団体が1団体(4%)あった。

③ 立替払いの取扱い

担当職員による支出の立替払いが、一部の団体に見受けられた。

準公金は公金に準じる取扱いであり、立替払いは認められるものではないが、その支出が緊急を要し、事務の遂行上やむを得ない場合に限り想定

されるものであり、安易に立替払いを行うものではない。

公金同様必要な金額を資金前渡し、計画的な会計事務を行うべきである。

④ 会計事務の監査

団体における監査は、会計事務が適切に処理されているかなどチェックする上で必要不可欠なものであり、ほとんどの団体において、決算時に監査を行い、総会等で監査報告を行っているが、令和3年度において実施していない団体が4団体（15%）あった。

（4）団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理は適切であるか。

① 預金通帳等の保管

預金通帳、届出印については、紛失や盗難防止の観点から、鍵のかかるキャビネットや金庫で厳重に保管すべきであり、それぞれ会計責任者及び担当で別々に管理されていたが、通帳・届出印のどちらか一方が無施錠管理のものが15団体（58%）あった。預金通帳と届出印があれば、預金も簡単に大金できることから、厳重な管理が必要である。

② 現金の取扱い

担当者が現金を取り扱う場合、受領後、当日又は翌日には金融機関に預け入れることが望ましく、紛失や盗難防止の観点から、速やかな出納処理を行うべきであり、ほとんどの団体が適切な取り扱いであった。

（5）補助金等の支出に係る事務は適切であるか。

補助金、負担金及びその他市から支援を受けている団体は、21団体（81%）であった。

この財政支援を受けているほとんどの団体において、会計帳簿等は適正に整理記帳され、監査を経た上で決算調製が行われており、適切な事務処理が行われていた。

（6）団体事務と市の事務が明確に区分されているか。

それぞれの事務については、概ね明確に区分されていたが、切手等の通信費について、市の通信費を利用している団体が見受けられた。

団体組織と市は別組織であり、任意団体等の事務局職員を市職員が兼務している場合でも両者の事務は明確に区別すべきであり、物件費等においても明確に区分する意識を共有することが重要である。

XI まとめ

準公金の管理は、基本的には当該団体自らが一連の事務を行うべきであるが、各団体での人材確保が困難なこと、事業推進上、所管課の一定の関与が必要であることなどの理由により、市の所管課職員が携わっているのが実情である。

また、各任意団体等の設立に際し、事務局を市が引き受けた理由は様々であり、何れも公益性の高い業務を担っている。

こうした任意団体等との連携は市の運営に欠かせないものであり、市民の要望が多様化し、行政のスリム化や市民協働の取り組みが求められる中、ますます重要性を増している。

このような任意団体等が取り扱う準公金は、市政運営に関しての必要性から本市の公金に準じて取り扱っているが、公金とは違い、財務・経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることがなく、他自治体の例にもあるように、事故等が発生するリスクが高くなっている。

準公金の取扱いに係る事故が発生した場合、形式的には市とは別の団体における事故となるが、市民目線で見ると包括的に市の信頼を損なうことになりかねない。

こうした危機管理は、多面的に取り組む必要があり、準公金に係る共通するチェック機能や手順等を網羅したマニュアル等を策定することが望ましいと考える。併せて、準公金は行政を補完し、行政の活動を支える団体の貴重な財産であるという共通認識のもとに、準公金を取り扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、コンプライアンスの共有と組織としての内部統制、内部けん制を機能させ、不正や事故等が発生しない仕組みづくりが重要となってくる。

<要望事項>

ア 「準公金」にかかる統一的な取扱い基準について

公金の取扱い基準については、会計規則に基づき、会計課が作成している「会計事務の手引き」及び「収納マニュアル」などにより、適正に運用されているが、任意団体等の会計に関する「準公金」の取扱いについては、団体の会則及び所管課の裁量に委ねているのが現状である。

基本的には、公金に準じた運用を行っているものと思われるが、直接団体事務を担当する職員のリスクマネジメントの観点からも「準公金」にかかる統一的な取扱い基準が必要と考える。

イ チェック体制の補完について

団体の事務処理については、団体内あるいは事務局内だけで完結することから、外部からは実情が分かりにくく、不透明で閉鎖的な事務体質になりがちである。このため、団体でのチェック体制が不十分な場合、不適切な事務が行われていても見過ごされ、不正事件に発展する危険性がある。

さらに、市職員が団体の事務従事をしていることから、市としても団体に対する指導や事務点検等を適宜行う必要がある。

特に団体の会計事務については、団体自らのチェック体制を基本としながらも、これを補完するものとして、団体関係者以外のチェック体制が必要と考える。